

末清細川隧道長寿命化修繕設計委託業務 特記仕様書

第 1 章 総 則

（適用範囲）

第1条 本特記仕様書は、委託者 香南市（以下「発注者」という。）が実施する「末清細川隧道長寿命化修繕設計委託業務」（以下「本業務」という。）に適用するものであり、本業務受託者（以下「受注者」という。）が本業務を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 本業務は、香南市トンネル長寿命化計画に基づき対象トンネルの長寿命化に向けた修繕内容を検討し修繕詳細設計を行うことを目的とする。

（適用基準等）

第3条 本業務は、本仕様書による他、下記の基準等に準拠して実施するものとする。

1. 高知県土木設計業務等共通仕様書（令和7年7月1日施行）
2. 道路トンネル定期点検要領
3. 道路法及び道路施工規則
4. 香南市契約規則及び財務規則
5. その他設計に関係する図書

（主任技術者等）

第4条 本業務を履行する上で、主任技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、トンネル構造に関する十分な知識を有し、過去10ヵ年度（H28～R7年度中）で高知県内にてトンネル点検業務またはトンネル設計、トンネル補修設計の実績を有する管理技術者もしくは担当技術者を配置するものとする。また、下記に定めるいずれかの要件を満たす者とする。（登録内容が確認できるテクリス等の書類を提出すること。）

【管理技術者・資格要件等】

1. 技術士（建設部門「トンネル」もしくは「道路」又は総合技術監理部門「建設・トンネル」もしくは「建設・道路」）
2. RCCM（登録部門「トンネル」又は「道路」）

（疑義）

第5条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、「発注者」「受注者」協議をその都度行い、「発注者」の指示に従うものとする。

（提出書類）

第6条 「受注者」は、契約締結後速やかに下記の書類を「発注者」に提出し、「発注者」の承認を受けた後、本業務に着手するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

1. 着手届
2. 工程表
3. 管理・照査技術者届及び業務経歴書
4. 業務実施計画書
5. その他「発注者」が必要と認める書類

（工程管理）

第7条 「受注者」は、工程表に基づき適正な工程管理等を行うものとする。

（その他諸手続）

第8条 本業務の実施にあたって必要な関係公署に対する協議・諸手続は、「発注者」、「受注者」協議のうえ「受注者」が代行するものとする。

（秘密の保持）

第9条 「受注者」は、本業務履行上知り得た情報、図面および資料等について第三者に漏らしてはならない。

（貸与する資料および使用制限）

第10条 本業務の実施にあたり、下記の資料を「発注者」は「受注者」に貸与するものとする。
なお、「受注者」は、貸与された資料等の取り扱いおよび保管を慎重に行い、業務上必要であっても「発注者」の承諾なくして複製してはならない。「受注者」は、業務完了後、速やかに「発注者」へ返納するものとする。また、「受注者」は貸与された資料に破損ならびに滅失、盗難等のないように慎重に取り扱わなければならない。

1. 末清細川トンネル長寿命化計画
2. トンネル点検調書
3. その他必要と思われるもの

（検査）

第11条 「受注者」は、業務完了に先立ち、「発注者」所定の手続きを経てその完了検査を受けるものとし、その検査合格をもって完了とし、成果品の引渡しを行うものとする。

（契約不適合責任）

第12条 「発注者」は、引き渡された成果物が契約不適合であるときは、「受注者」に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

前項の場合において、「発注者」が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、「発注者」は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

1. 履行の追完が不能であるとき。
2. 「受注者」が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
3. 契約の性質又は「発注者」の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、「受注者」が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
4. 前3号に掲げる場合のほか、「発注者」がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第13条 「発注者」は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日（成果物の引渡しがない場合にあっては、業務が完了した日）から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請

求等の根拠を示して、「受注者」の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

（個人情報保護及び情報管理、品質管理）

第14条 「受注者」は業務の実施にあたっては高知県の「個人情報保護条例」及び「個人情報保護条例施行規則」および「情報公開条例」に沿って、適切な処置を施すものとし、それらの取り扱いには十分注意するものとする。その漏洩、紛失等が無きよう万全の処置を尽くすこと。

（履行期間）

第15条 本業務の履行期間は、契約日の翌日から180日間とする。

（成果品の帰属）

第16条 本業務による成果品の著作権は「発注者」に帰属するものとする。

第 2 章 業 務 内 容

（業務内容）

第17条 本業務における業務内容は、下記のとおりとする。

1. 業務計画
2. 現地踏査
3. 対策工の検討
4. 対策工詳細設計
5. 施工計画立案
6. 概算工事費算出
7. 照査
8. 報告書作成
9. 打合せ協議（3回）

表 対象トンネル諸元

項目	内容
トンネル名	末清細川隧道
路線名	市道 末清細川線
建設年次	1937（昭和12）年
施工法	素掘（アーチカルバート、吹付による補強済み）
トンネル延長	97.0m
道路幅員	2.80m
建築限界	3.10m

（業務計画）

第18条 現地踏査結果をもとに、本業務の目的・趣旨を把握し、業務実施のための工程計画・作業体制等について検討した上で、業務計画書を作成する。また、業務に必要な資料の収集、設計条件等の整理を行う。

（現地踏査）

第19条 遠望目視による現地踏査を実施し、現況の交通状況、周辺環境等を確認するとともに、現トンネルの損傷・劣化の程度、施工ヤード等について、現地の状況を調査記録（写真撮影含む）するものとする。なお、現地踏査の整理結果により、補修設計を行うために別途詳細調査が必要な場合は、発注者と協議の上で実施する。

（対策工の検討）

第20条 トンネル定期点検結果及び現地踏査結果より、補修対策が必要であると考えられる損傷に対して、損傷の発生要因を排除することを念頭において対策工法を比較検討する。補修対象箇所は 判定(うき・はく離、鉄筋露出)および a判定(漏水、ロックボルト等の鋼材腐食)の変状を想定しているが、具体的な補修対象については事前に発注者と協議を行う。

なお、比較検討にあたっては、3工法以上比較し、最適な工法を選択するほか、費用の縮減や事業の効率化を図るため、新技術等の活用を検討を行う。

(対策工詳細設計)

第21条 前条の検討結果に基づき、対策工法による補修を必要とする箇所に対して、構造等の詳細を決定するための詳細設計を行い、施工に必要となる設計図面や数量計算書を作成する。

(施工計画立案)

第22条 対策工法については、トンネル前後の地形を確認し、施工ヤードの確保等も含め、工事実施可能な施工計画を立案する。地下埋設物等の移転が必要となる場合には、移転の可否を検討したうえで施工計画を作成する。

(概算工事費算出)

第23条 設計図面および数量、施工計画をもとに概算工事費を算出する。

(照査)

第24条 施工条件、設計方針、設計手法及び設計計算、設計図面、数量計算等の適切性及び整合性等について照査を行う。

(報告書作成)

第25条 本業務の作業内容について、業務成果品として取りまとめるものとする。

(打合せ協議)

第26条 本業務の打合せ協議は、着手時、中間時(1回)、成果品納入時の計1回を原則とする。業務内容に応じて、「発注者」または「受注者」が必要と判断した場合には、適宜実施する。

(成果品)

第27条 成果品は、下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------|
| 1. 報告書(簡易製本) | 1部 |
| 2. 上記電子データ(電子媒体に格納) | 1式(正・副) |
| 3. その他協議により必要と認められたもの | 1式 |